



板橋区多文化共生まちづくり推進計画2020



板橋区



平成 25 年から過去最高を更新していた年間訪日外客数は、円安による割安感、短期滞在査証（ビザ）発給要件緩和、航空路線の拡大等を要因として、平成 27 年には、約 1,974 万人となりました。また、国内在留外国人数についても、平成 25 年から増加に転じており、板橋区においても、東日本大震災後の一時期を除いて、増加傾向にあります。平成 28 年 1 月現在で、区内外国人住民数は 2 万人を超え、100 を超える多様な国籍の方が暮らしています。

板橋区は、「暮らしやすいが、叶うまち」をキャッチフレーズとして、東京で一番住みたくなるまちを目指し、各種施策を展開しています。誰もが心豊かに、安心して、快適に暮らせるまちづくりのためには、多文化共生まちづくりの推進は欠かせないものです。

このたび策定しました板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020 では、目指す将来像を『もてなしの心』で言葉や文化のちがいを認め合い、外国人とともに暮らすふれあいと活力のあるまち『板橋』と決めました。重点目標には、多言語化対応の更なる充実を図ることや、多文化共生推進のための人づくりを進めていくこと等を掲げています。目指す将来像の実現に向けて、既存の事業の枠にとらわれず、区全体で多角的に取り組むを進めてまいります。

なお、本計画の策定にあたりましては、前計画における課題の検証等、様々な検討を重ねてまいりました。検討過程におきまして、多くの貴重なご意見を賜りました板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました全ての皆さまに感謝申し上げます。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、まさにこれから多文化共生を更に加速させていこうという時期を迎えています。本計画を着実に推進していき、より一層、多文化共生のまちづくりを進めてまいりますので、区民の皆さま、関係の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	3
4 多文化共生推進の意義	4
第 2 章 前計画における成果と課題	
1 前計画の進捗状況	6
2 これまでの取組・成果	7
3 前計画の総括と課題、今後の方向性	10
第 3 章 板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020 の施策展開	
1 目指す将来像	15
2 重点目標	16
3 計画体系	17
4 個別計画事業	20
5 評価指標・目標値設定	34
第 4 章 板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020 の推進体制	
1 推進体制	36
2 進行管理	37
資料編	
1 板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会	40
2 板橋区多文化共生まちづくり検討会議・部会	46
3 外国人住民の現状	52

第1章



計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 多文化共生推進の意義

1 計画策定の背景と目的

近年のグローバル化の進展の中で、人、物、情報の移動がますます活発化し、日本においても外国人の定住化が一層進み、普段の生活の中で、外国人と接する機会が増えてきています。

それに伴い、日本人、外国人という視点にとらわれず、同じ地域に暮らす一員として、それぞれの文化の違いを共にわかり合い、互いに心地よく暮らしていける社会の実現が望まれます。

板橋区においては、国の示す「地域における多文化共生推進プラン」を踏まえ、平成23年（2011年）3月に「板橋区多文化共生まちづくり推進計画 平成23年度～平成27年度（2011年度～2015年度）」を策定し、すべての人が安心して暮らせるまちづくりの視点に立った施策の体系化、総合化を図り、多文化共生に資する事業の展開を進めてきました。

しかし、「板橋区多文化共生まちづくり推進計画」策定後には、住民基本台帳法の改正、東日本大震災の発生、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定など、多文化共生を取り巻く様々な状況が大きく変化してきました。

また、板橋区における外国人住民数は、平成23年（2011年）から平成25年（2013年）までは減少傾向が続いたものの、平成26年（2014年）からは再び増加傾向に転じ、平成28年（2016年）においては、区の総人口の約3.7%を占めています。その一方で、東京都全体の外国人観光客も平成23年から大幅に増加してきており、今後、板橋区を訪れる外国人観光客も増加していくことが予想されます。

このような状況を踏まえると、日本人住民と外国人住民だけでなく、外国人観光客にも焦点をあてた、それぞれの活動状況やニーズに合わせた施策展開が必要となり、多文化共生のまちづくりを進めることの重要性は、より高まってきているといえます。

そこで、平成28年（2016年）3月の「板橋区多文化共生まちづくり推進計画」の計画期間終了に合わせ、これまでの成果と課題を検証し、各施策の再構築、新規事業の計画等を行い、これからの時代に向けた新たな第二次計画として、「板橋区多文化共生まちづくり推進計画2020」を策定しました。

2 計画の位置づけ

「板橋区基本構想」では、区全体の将来像を「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」と決めました。また、多文化共生まちづくりの推進については、文化・スポーツ分野の「心躍るスポーツ・文化」ビジョンで、概ね10年後の「あるべき姿」を、「『もてなしの心』で言葉や文化の違いを認め合い、外国人とともに暮らしたり、多様に交流したりすることによって、様々な新しい価値や活力が生まれています。」と定めており、多文化共生に資する各種施策を推進していくこととしています。

本計画は、この「板橋区基本構想」や、板橋区基本構想に基づく「板橋区基本計画2025」と整合を図りつつ、多文化共生まちづくりの推進を、行政の全分野において総合的に推進するための個別計画であり、「板橋区教育ビジョン2025・いたばし学び支援プラン2018」など関連計画とも整合・連携を図るものとします。

3 計画期間

本計画は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの、5年間を計画期間とします。

なお、上位計画との計画期間の関係は下図のとおりです。

名 称	年度（平成）									
	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
板橋区基本構想	→									
板橋区基本計画2025	→									
板橋区多文化共生まちづくり推進計画2020	→									

4 多文化共生推進の意義

(1) 多文化共生の定義

多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より

(2) 多文化共生のまちづくりを推進する重要性

区は、多文化共生の社会に向けた取り組みを推進していくことにより、一人でも多くの区民に、異なる文化とふれ合い、その違いについて考えるきっかけを提供していきます。

自分とは異なる考え方を持つ人々と接する中で、互いに互いの思いを感じ、多様な交流や新しい活動が生まれていくことが、外国人、日本人という違いを超えて区民一人ひとりが暮らしやすいまちの実現へつながっていきます。

多文化共生を推進していくことは、全ての人の人権を尊重するという意識の浸透であり、差別や偏見のない社会につながるとともに、安心して安全なまちづくりや国際理解力の向上のためにも重要なことです。

また、少子高齢化、人口減少、国際化の進む社会の中で、多文化共生の推進が、これまでにない新たな価値や活力の源になるものと考えます。

第2章



前計画における成果と課題

- 1 前計画の進捗状況
- 2 これまでの取組・成果
- 3 前計画の総括と課題、今後の方向性

1 前計画の進捗状況

「板橋区多文化共生まちづくり推進計画」では、計画の推進の充実を図るため、毎年度、事業ごとの実施状況を踏まえて進捗状況の自己評価とともに、進行管理を行いました。

計画期間の最終年である平成 27 年度末の見込みを含めた全 57 事業の進捗状況については、「計画どおり進捗」の評価が約 95%を占める結果となっています。

計画期間中に事業終了となった事業は、「区民相談室の外国人相談の体制整備」のみです。相談件数の減少により平成 23 年度末をもって事業終了となりましたが、終了後は、計画事業の中にある「外国人相談会の開催」事業を、本事業に準ずる相談窓口として位置づけるとともに、併せて他機関の相談窓口の周知を行いました。

施策の柱ごとの進捗状況は以下のとおりです。

施策の柱	合計	計画を超えて進捗	計画どおり進捗	概ね計画どおり進捗	計画の見直し・繰り延べ	事業終了
コミュニケーション支援	18	0	18	0	0	0
生活支援	25(3)	1	23(3)	0	0	1
多文化共生の地域づくり	10	0	9	1	0	0
多文化共生施策の推進体制整備	4	0	4	0	0	0
合計	57(3)	1	54(3)	1	0	1
	100%	1.8%	94.6%	1.8%	0.0%	1.8%

※ () 内は再掲事業

2 これまでの取組・成果

前計画では、4つの柱、11の施策類型に分類し、57の事業を展開してきました。これらの事業を計画に沿って進めてきたことにより、板橋区の多文化共生まちづくりが推進されてきました。

施策の柱ごとの、これまでの取組・成果の一例は以下のとおりです。

(1) コミュニケーション支援：行政・生活情報の多言語化

① ウェルカムパック

【事業内容】

板橋区で新生活を始める外国人に対して、行政手続きや防災情報などの必要な情報を集約したウェルカムパックを多言語で作成、配付する。

外国人を対象とした相談会のリーフレットや、都が作成している外国人相談のパンフレットを新たに加えるなど、内容充実を図る。

【実績】

対応言語：日本語ルビ付き、英語、中国語、韓国語

配付箇所：戸籍住民課窓口、6区民事務所

配付数：年間約2,500部（4言語計）

② 多言語リーフレット（わたしの便利帳に準ずるリーフレット）

【事業内容】

「わたしの便利帳」の掲載内容を中心に、外国人にとって有益と思われる生活情報やサービス・事業内容を掲載したリーフレットを、多言語で作成する。①板橋区役所 届出と手続②出産・子ども・教育③国民健康保険・医療・税金・年金④福祉⑤暮らし（生活ルール）⑥緊急のとき⑦図書館・文化施設・スポーツ施設⑧お役立ち情報の8種類を作成する。

【実績】

対応言語：日本語ルビ付き、英語、中国語、韓国語

配布箇所：戸籍住民課、6区民事務所

配布数：年間約12,400部（4言語計）

(2) 生活支援：外国人の防災訓練への参加促進

【事業内容】

防災訓練に外国人が参加しやすいように、通訳ボランティアを配置するほか、広報活動を多言語で行うなどの工夫をする。

【実績】

外国人の防災訓練参加を促すため、総合防災訓練について財団*情報誌「アイシェフボード」（日本語ルビ付き、英語、中国語、韓国語）を使って周知を図りました。さらに、総合防災訓練については、新たに日本語学校でのPRを行ったことで、参加人数の大幅な増加につながりました。

大東文化大学での留学生を対象にした防災訓練と、総合防災訓練の重点地区訓練に、防災語学ボランティアを通訳者として財団*から派遣しました。

平成 24 年度：防災訓練参加外国人数 29 名

平成 25 年度：防災訓練参加外国人数 22 名

平成 26 年度：防災訓練参加外国人数 69 名



平成 26 年度 防災訓練の様子

※ 財団：（公財）板橋区文化・国際交流財団

(3) 多文化共生の地域づくり：多文化理解講座の実施

【事業内容】

区民に対し、世界の国々の文化や現状を広く紹介し、異なる文化に対する理解を深める講座を実施する。

【実績】

国際理解を深める講座やイベントを「多文化紹介シリーズ」として実施してきました。

平成 24 年度：中国の国宝 京劇教室、外国人のための防災セミナー

平成 25 年度：日本語教授法講演会、外国人向けの日本酒講座

平成 26 年度：中国語で聞く！国民健康保険・日本語学級説明会&板橋で中国を生きる！モー・バンフ氏講演会、英国式紅茶教室



平成 25 年度 外国人向けの日本酒講座の様子

(4) 多文化共生施策の推進体制整備

前計画策定時においては、庁内の横断的な組織体制や連携が十分ではありませんでしたが、板橋区多文化共生まちづくり検討会議の開催や、各個別計画事業を適切に進捗管理してきたことにより、推進体制を整備してきました。

3 前計画の総括と課題、今後の方向性

(1) 前計画の総括

区では、すべての人が安心して暮らせるまちづくりの視点に立った施策の体系化、総合化を図り、計画的に進めていくことを目的に、「板橋区多文化共生まちづくり推進計画」を策定し、計画期間である平成 23 年度(2011 年度) から現在まで、着実に推進し、多文化共生のまちづくりに一定の成果を上げてきました。

しかし、前計画策定後、東日本大震災の発生や、外国人登録法廃止・住民基本台帳法改正、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定など、区の多文化共生を取り巻く状況は大きく変化してきました。こうした環境変化の中で、前計画を継続して実施していくだけでは、将来像と定めた「ことばや文化のちがいを認め合い、外国人とともにふれあいと活力のあるまち『板橋』」を実現するための有効性が十分とは言えないと考えられます。

具体的な課題としては、多言語化した情報の周知や少数言語への対応が不十分であること、外国人のための相談体制や災害時の体制の整備、国際理解教育の推進や多文化共生の意識の醸成が必要であること、日本語学習の機会を拡充していくこと等が挙げられます。

また、抱える課題を解決することに加えて、多文化共生まちづくりを担う人材の育成や、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とした施策の展開についても、今後の多文化共生まちづくり推進のためには重要であると考えられます。

(2) 前計画における課題

「板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020」の策定に先立ち、区民や外部有識者等による検討会を行い、課題を整理した結果を踏まえ、前計画における課題としては、以下のことが挙げられます。

①外国人への情報周知方法と少数言語への対応

情報が、それを必要としている外国人へ届くよう、情報周知について工夫が必要であること。また、少数言語については、一つの自治体が有している語学ボランティアの人数が少ないため、ニーズに応じることが困難であること。

②外国人が日本語を学習する機会の拡充

現在実施している初級の日本語教室だけでなく、より多くの外国人が日本語を学ぶことができるよう学習機会を増やす必要があること。

③外国人のための相談体制の整備と国際理解教育の推進

「外国人のための無料専門家相談会」を実施しているが、開催数が少なく不十分であるとともに、子育てなどの分野においても相談可能な体制の整備が必要であること。また、国際理解教育については、ステレオタイプ的な理解にならないよう異なる文化を多面的に理解できる工夫が必要であること。

④災害に備えた体制整備

災害時に外国人が孤立しないための体制整備が必要であること。また、現在行われている地域の防災訓練に、より多くの外国人が参加できるよう情報周知について工夫が必要であること。

⑤日本人を含むすべての住民を対象とした「多文化共生意識」の醸成

多文化共生施策の対象は、ホスト住民である日本人も含まれることから、多くの住民が「多文化共生の意識」を持つことができるよう、日本人に向けて情報発信していくこと。

(3) 今後の方向性

前計画における課題や、多文化共生を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後の方向性を以下のように定め、多文化共生まちづくり推進に資する各種事業を実施していきます。

①多言語化推進と関係機関との連携強化

英語・中国語・韓国語を中心として、多言語化をより一層進めていきます。

少数言語については、やさしい日本語^{※1}やピクトグラム^{※2}の活用だけでなく、(一財)自治体国際化協会などの関係機関の施策の活用や連携強化により対応していきます。

②ボランティアによる日本語教室の支援と活用

ボランティアによる自主的な日本語教室が立ち上げやすく、かつ、運営を継続していける環境を整備していきます。

③継続的な相談体制の確立と国際理解教育の改善

相談できることの安心感を認識してもらえよう外国人に対しての継続的な相談体制を確立していきます。

国際理解教育については、学校側の希望を踏まえつつ、内容を適宜、見直しながら事業を実施していきます。

④防災体制の実態把握と環境整備

災害時における多言語対応を推進するとともに、外国人が孤立しないよう環境を整備していきます。

また、災害時に「支援する側」としての、外国人の潜在的対応力を引き出せるよう図っていきます。

⑤多文化共生意識醸成のための施策の実施、外国人が社会参画しやすい工夫

日本人の意識形成にも目を向けた施策を実施していき、外国人、日本人を問わず、広く多文化共生意識を醸成していきます。

また、外国人の社会参画が、より進んでいくよう各事業の実施方法を工夫していきます。

※¹ やさしい日本語：難しい単語や表現を使わない日本語

※² ピクトグラム：視覚的に誰にでもわかりやすい絵文字

⑥多文化共生まちづくりを担う人材の育成

前計画における施策の柱の一つである「多文化共生の地域づくり」を、今後は「多文化共生の人づくり」に置き換え、多文化共生まちづくりの担い手の育成を推進していきます。

⑦東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とした施策の展開

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を、多文化共生施策を推進する絶好の機会と捉え、国や東京都の施策と連携しながら、区の地域課題を捉えた新しい施策を展開していきます。



第3章



板橋区多文化共生まちづくり推進 計画 2020 の施策展開

- 1 目指す将来像
- 2 重点目標
- 3 計画体系
- 4 個別計画事業
- 5 評価指標・目標値設定

1 目指す将来像

前計画における将来像を引き継ぎつつ、前計画策定後の社会的環境の変化や、区における基本構想の見直し等を踏まえ、本計画では、将来像を以下のように定めます。

将来像

「もてなしの心」で言葉や文化のちがいを認め合い、
外国人とともに暮らすふれあいと活力のあるまち「板橋」

2 重点目標

(1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえた施策の展開

本計画の計画期間である5年間は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控えた多文化共生施策を更に推進していく絶好のタイミングであると言えます。本計画全体として、その視点を踏まえて各事業を実施していくとともに、具体的な施策の展開については、区における「2020年東京オリンピック・パラリンピック推進本部会」での協議・検討により進めていきます。

(2) 多言語化対応の更なる充実

今後の更なる外国人住民数の増加を見据え、外国人にもわかりやすいよう区発行物やサイン^{※1}のユニバーサルデザイン化（多言語化、やさしい日本語^{※2}化など）の対応を更に充実させていきます。サインについては、国や東京都における方針などを踏まえつつ、庁内での横断的な連携により、区における多言語化の方向性を明確にしていき、整合性の取れた多言語化を推進していきます。

また、区や財団^{※3}のホームページから様々な情報が入手できることや、東京都や多文化共生関係団体などが提供している情報やスマートフォン向けアプリなどのサービスについて、積極的に周知していきます。

(3) 多文化共生まちづくり推進のための人づくり

多文化共生社会を実現するためには、区民一人ひとりに多文化共生の意識を浸透させていくこと、多文化共生まちづくりを推進する「人材育成」を行っていくことが重要です。

このため、外国人に向けた日本文化の理解促進という視点だけでなく、日本人へ向けた異なる文化の理解促進という視点も加味して事業を実施していきます。そして、区民だけでなく区職員も多文化共生の担い手となれるよう、研修を実施していくとともに、多文化共生事業を行う際に、情報発信や事業実施について庁内連携を図り、区職員の多文化共生に対する意識啓発を効果的に進めていきます。

※¹ サイン：施設案内表示や看板等、誘導・案内のための表示物の総称

※² やさしい日本語：難しい単語や表現を使わない日本語

※³ 財団：（公財）板橋区文化・国際交流財団

3 計画体系

(1) 前計画からの変更点

前計画では、平成18年(2006年)3月総務省策定の「地域における多文化共生推進プラン」に示されている①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくり、④多文化共生施策の推進体制の整備という4つの施策の柱に分けて、事業を展開してきました。

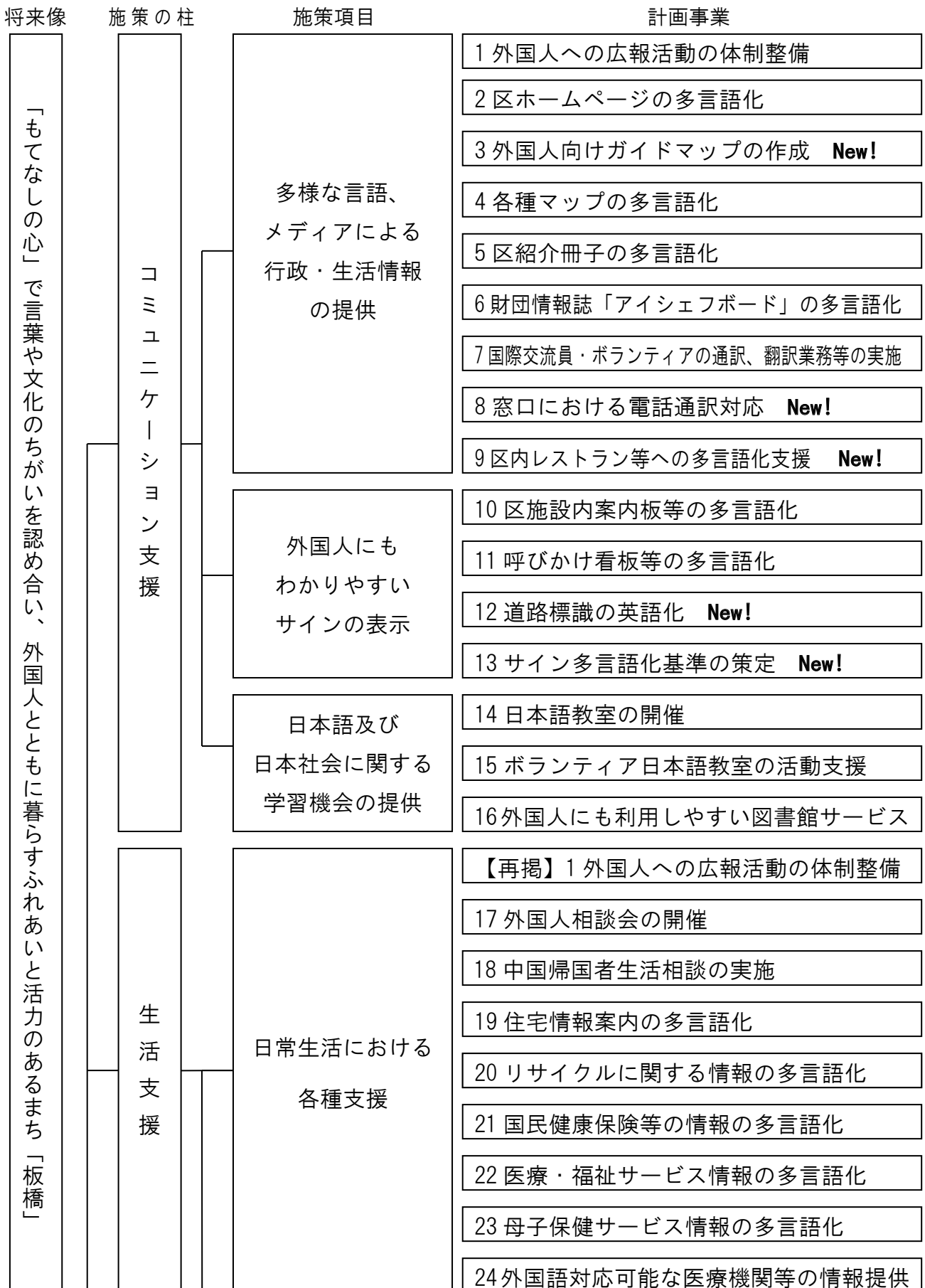
「地域における多文化共生推進プラン」では、「地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確に示すこと」とされており、本計画を策定するにあたっては、前計画における課題や今後の方向性を踏まえて、体系の基礎となる施策の柱の見直しを行いました。

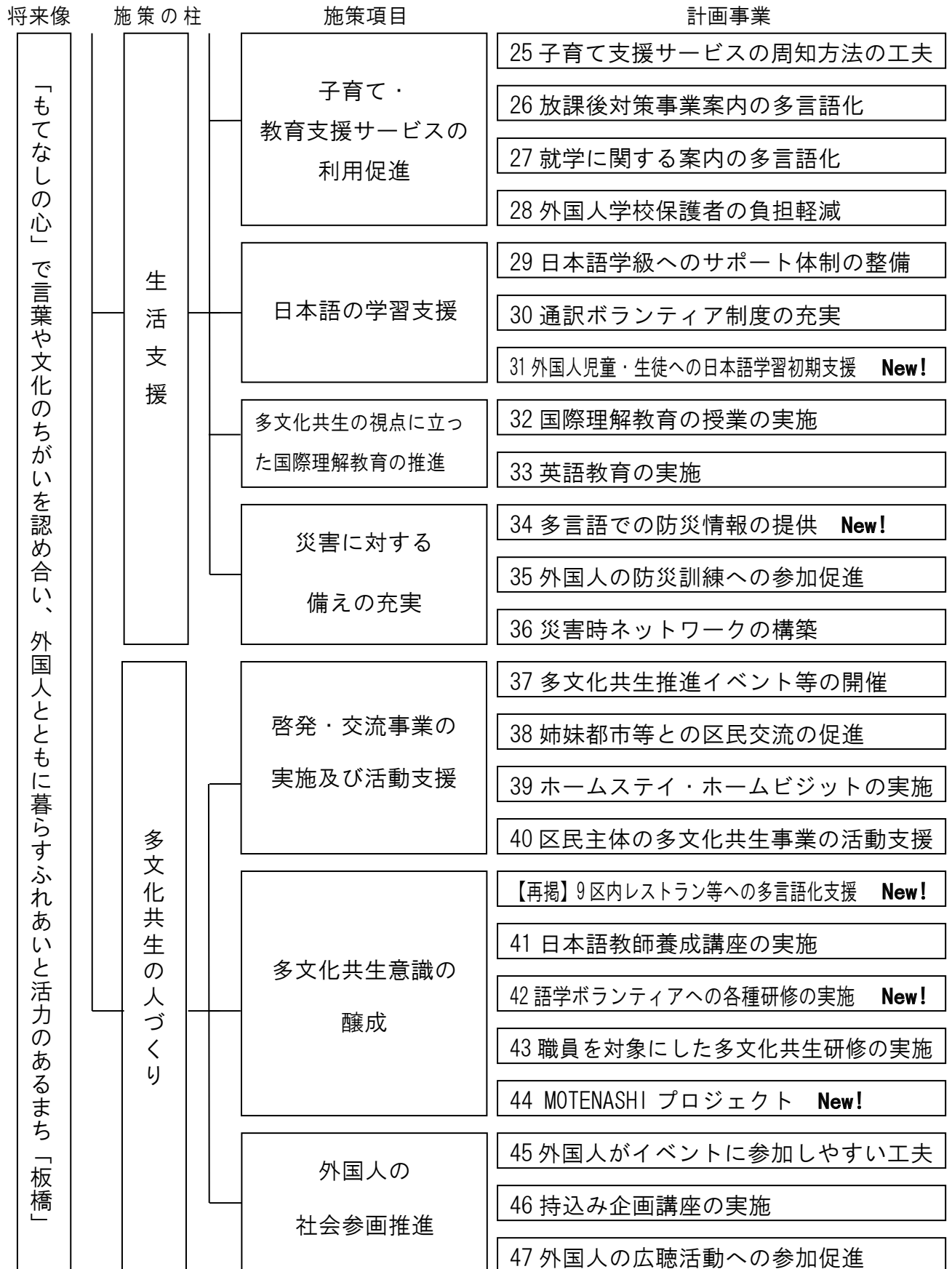
有識者や区民公募委員により行われた「板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会」での提言を踏まえて、本計画においては、多文化共生まちづくりを担う人材の育成を重点項目と捉え、前述の③多文化共生の地域づくりを「多文化共生の人づくり」に置き換えて一つの施策の柱としました。

また、前述の④多文化共生施策の推進体制の整備については、各計画事業の事業内容や位置付けの見直しにより、本計画においては、施策の柱として設定しないこととしました。ただし、前計画において当該施策の柱に属する計画事業としていた多文化共生まちづくり検討会議の開催や計画の推進については、本計画における計画事業としては位置付けないものの、引き続き実施していきます。

以上により、本計画では、①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の人づくりという3つの施策の柱を定めました。

(2) 体系図





New! : 新規事業

4 個別計画事業

検討：本計画期間内に実施することを前提として内容を検討していくこと

実施：改善・拡充を図りながら実施していくこと

(1) 施策の柱：コミュニケーション支援

[施策項目：多様な言語、メディアによる行政・生活情報の提供]

事業No.	1	事業名	外国人への広報活動の体制整備		
事業内容	必要な情報や区役所の案内を多言語で作成し、新規登録や転入手続きをする外国人に配布する。また、「わたしの便利帳」に準ずるリーフレットを、多言語で作成する。				
所管課	文化・国際交流課、財団、子ども政策課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	➔			

事業No.	2	事業名	区ホームページの多言語化		
事業内容	区のホームページに掲載されている行政情報を、自動翻訳機能を活用し、多言語で提供する。				
所管課	広聴広報課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	➔			

事業No.	3	事業名	外国人向けガイドマップの作成 New!		
事業内容	板橋区内の歴史的な名所や旧跡のほか、より一層の使用感アップを図った観光ガイドマップを作成する。日本語版のほか英語版及び中国語版を作成する。				
所管課	くらしと観光課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	➔			

事業No.	4	事業名	各種マップの多言語化		
事業内容	新規登録や転入手続きをする外国人に配布するため、板橋区の地図を多言語で作成する。また、板橋区の避難場所などを掲載した防災マップを、多言語で作成する。				
所管課	広聴広報課、防災危機管理課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	検討	実施	→		

事業No.	5	事業名	区紹介冊子の多言語化		
事業内容	海外からの外国人訪問者に対して、板橋区の産業や政策、伝統芸能や行事などを紹介する冊子を、多言語で作成する。				
所管課	文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	6	事業名	財団情報誌「アイシェフボード」の多言語化		
事業内容	国際交流事業や外国人に役立つ区政情報を中心に掲載した、広報いたばしに準ずる財団情報誌「アイシェフボード」を、多言語で作成する。				
所管課	文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	7	事業名	国際交流員・ボランティアの通訳、翻訳業務等の実施		
事業内容	国際交流員やボランティアが、庁舎窓口での通訳や行政文書の翻訳、多文化共生の啓発事業を実施する。日本語教授経験や資格のある方をボランティアとして登録し、派遣する制度を整備する。				
所管課	文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	8	事業名	窓口における電話通訳対応 New!		
事業内容	受話器を受け渡すことによる電話を介した通訳（英語・中国語・韓国語）委託を行う。				
所管課	戸籍住民課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	—————▶			

事業No.	9	事業名	区内レストラン等への多言語化支援 New!		
事業内容	東京都多言語メニュー作成支援ウェブサイトの活用により、区内飲食店のメニューを多言語化し、外国人が気軽に来店できるようにする。				
所管課	文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	—————▶			

〔施策項目：外国人にもわかりやすいサインの表示〕

事業No.	10	事業名	区施設内案内板等の多言語化		
事業内容	施設内の案内板等を多言語で作成し、日本語が分からない外国人が安心して区の施設を利用できるようにする。				
所管課	文化・国際交流課、財団、スポーツ振興課、中央図書館				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	検討	実施	—————▶		

事業No.	11	事業名	呼びかけ看板等の多言語化		
事業内容	路上禁煙地区表示板や不法投棄防止用看板、駐輪禁止用看板など、呼びかけの看板（サイン）を多言語で作成し、案内する。				
所管課	環境課、清掃リサイクル課、交通安全課、みどりと公園課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	—————▶			

事業No.	12	事業名	道路標識の英語化 New!		
事業内容	国土交通省令の改正に伴う、道路標識等の英語化に対応するため、整備手法等の検討を行う。また、この検討結果に基づき、整備を進める。				
所管課	土木部管理課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	検討	実施	→		

事業No.	13	事業名	サイン多言語化基準の策定 New!		
事業内容	区の設置する各種案内板等のサインについて、多言語表記する際に統一的な内容となるよう、その方策や課題を検討し、サイン多言語化基準を策定する。				
所管課	政策企画課、文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	検討	実施	→		

〔施策項目：日本語及び日本社会に関する学習機会の提供〕

事業No.	14	事業名	日本語教室の開催		
事業内容	日本語を話せない外国人のために、日常生活を送るうえで基本的な初級レベルの日本語を学習する財団主催の教室を実施する。				
所管課	文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	15	事業名	ボランティア日本語教室の活動支援		
事業内容	区民主体で活動しているボランティア日本語教室を対象に、一定の条件に基づく活動に対する助成を行う。				
所管課	文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	16	事業名	外国人にも利用しやすい図書館サービス		
事業内容	図書館の利用方法を多言語で作成するとともに、蔵書資料検索端末機も多言語で利用できる環境を整備する。また、日本の習慣等に関する外国語の図書、雑誌、新聞を提供する。				
所管課	中央図書館				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

(2) 施策の柱：生活支援

[施策項目：日常生活における各種支援]

事業No.	1【再掲】	事業名	外国人への広報活動の体制整備		
事業内容	必要な情報や区役所の案内を多言語で作成し、新規登録や転入手続きをする外国人に配布する。また、「わたしの便利帳」に準ずるリーフレットを、多言語で作成する。				
所管課	文化・国際交流課、財団、子ども政策課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	17	事業名	外国人相談会の開催		
事業内容	日本語でうまく説明ができない外国人を対象に通訳を介し、弁護士などの専門家に無料で相談できる外国人相談会を実施する。				
所管課	文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	18	事業名	中国帰国者生活相談の実施		
事業内容	福祉事務所に来所した中国帰国者やその家族に対し、中国語の話せる相談員が相談に応じる。				
所管課	福祉事務所				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	19	事業名	住宅情報案内の多言語化		
事業内容	公共住宅の案内や外国人向け賃貸住宅情報を多言語で作成するとともに、ホームページ等でも掲載する。				
所管課	住宅政策課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	20	事業名	リサイクルに関する情報の多言語化		
事業内容	資源とごみの排出方法等についてのお知らせ（リーフレット）を多言語で作成し、リサイクルの推進・協力を呼びかける。				
所管課	清掃リサイクル課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	21	事業名	国民健康保険等の情報の多言語化		
事業内容	国民健康保険や年金に関する案内を多言語で作成し、周知を図るとともに、財団情報誌「アイシェフボード」等に掲載し、広報活動を充実させる。				
所管課	国保年金課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	22	事業名	医療・福祉サービス情報の多言語化		
事業内容	健康診査や介護サービスなど、医療・福祉サービスに関する案内を多言語で作成し、周知を図るとともに、財団情報誌「アイシェフボード」等に掲載し、広報活動を充実させる。				
所管課	健康推進課、予防対策課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	—————▶			

事業No.	23	事業名	母子保健サービス情報の多言語化		
事業内容	9か国語版の母子健康手帳の配布や、乳幼児健診や母子保健サービスに関する多言語での情報を提供する。				
所管課	健康推進課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	—————▶			

事業No.	24	事業名	外国語対応可能な医療機関等の情報提供		
事業内容	外国語対応ができる区内の医療機関や、「東京都医療機関案内サービス」（ひまわり）を使った医療サービスの検索や救急通訳サービスについての広報、周知に努める。				
所管課	健康推進課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	—————▶			

[施策項目：子育て・教育支援サービスの利用促進]

事業No.	25	事業名	子育て支援サービスの周知方法の工夫		
事業内容	保育園の案内や育児相談などの子育て支援サービス情報を多言語で作成し、情報を必要としている外国人に配布する。				
所管課	保育サービス課、子ども家庭支援センター				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	—————▶			

事業No.	26	事業名	放課後対策事業案内の多言語化		
事業内容	放課後対策事業『あいキッズ』に関する案内を多言語で作成し、制度の利用を促進する。				
所管課	地域教育力推進課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	➔			

事業No.	27	事業名	就学に関する案内の多言語化		
事業内容	外国人世帯に対し、就学や就学援助制度の案内を多言語で作成し、不就学児を増やさないよう支援する。				
所管課	学務課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	➔			

事業No.	28	事業名	外国人学校保護者の負担軽減		
事業内容	外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し、授業料の一部を補助し、負担を軽減する。				
所管課	総務課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	➔			

[施策項目：日本語の学習支援]

事業No.	29	事業名	日本語学級へのサポート体制の整備		
事業内容	区立小中学校に通う日本語能力が不十分な児童・生徒に対して授業サポートを継続する（ことば支援員等）。また、NPO 団体等と連携して多言語での進路説明会を周知する。				
所管課	文化・国際交流課、財団、指導室				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	➔			

事業No.	30	事業名	通訳ボランティア制度の充実		
事業内容	学校現場において、日本語が分からない児童・生徒、保護者との意思疎通を図る際、より現場のニーズに即した通訳の対応ができるよう、通訳の派遣体制を整備する。				
所管課	文化・国際交流課、財団、指導室				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	31	事業名	外国人児童・生徒への日本語学習初期支援 New!		
事業内容	日本語を教えることができる（仮称）日本語学習初期支援員を養成して、学校の要望により派遣し、日本語が全く分からない児童・生徒を対象に、母語で日本語を教える体制を整備する。				
所管課	文化・国際交流課、財団、学務課、指導室				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	検討	→	実施	→	

〔施策項目：多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進〕

事業No.	32	事業名	国際理解教育の授業の実施		
事業内容	区内の小中学生に異文化に対する開かれた意識等を醸成するために、外国人が自国の文化・習慣を紹介したり、児童・生徒が自分たちで調べたりする授業を実施する。				
所管課	文化・国際交流課、財団、指導室				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	33	事業名	英語教育の実施		
事業内容	外国人英語補助指導員による生きた英語を学び、児童・生徒の国際理解を深める授業を実施する。				
所管課	指導室				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

[施策項目：災害に対する備えの充実]

事業No.	34	事業名	多言語での防災情報の提供 New!		
事業内容	外国人に防災情報を提供するとともに、防災意識を高めてもらうため、災害に備える内容のパンフレットを多言語で作成、配布する。				
所管課	文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	—————▶			

事業No.	35	事業名	外国人の防災訓練への参加促進		
事業内容	既に実施している防災訓練に、外国人が参加しやすいように通訳ボランティアを配置したり、広報活動を多言語で行うなどの工夫をする。				
所管課	地域防災支援課、文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	—————▶			

事業No.	36	事業名	災害時ネットワークの構築		
事業内容	いたばし総合ボランティアセンターに設置されている防災ボランティアセンターと連携・協力し、防災語学ボランティアを災害時に派遣する体制を検討し、整備する。また、言語ごとの緊急連絡網などを作成し、災害時に防災情報などを発信する。				
所管課	地域防災支援課、地域振興課、文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	—————▶			

(3) 施策の柱：多文化共生の人づくり

[施策項目：啓発・交流事業の実施及び活動支援]

事業No.	37	事業名	多文化共生推進イベント等の開催			
事業内容	異なる文化に対する理解を深める講座や、多文化共生や国際理解をテーマにした講演会等を実施する。また、外国人と日本人が気軽にコミュニケーションできる機会を提供する。					
所管課	文化・国際交流課、財団					
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32	
	実施	→				

事業No.	38	事業名	姉妹都市等との区民交流の促進			
事業内容	姉妹都市等への区民ツアーの派遣など、区が提携した海外都市との区民レベルの交流を促進する事業を実施する。					
所管課	文化・国際交流課、財団					
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32	
	実施	→				

事業No.	39	事業名	ホームステイ・ホームビジットの実施			
事業内容	ホームステイ・ホームビジットを通じて、外国人が日本の文化や生活を体験できるよう、ホストファミリーを紹介し、区民・市民間の交流の促進を図る。					
所管課	文化・国際交流課、財団					
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32	
	実施	→				

事業No.	40	事業名	区民主体の多文化共生事業の活動支援		
事業内容	区内ボランティア団体やNPO 団体等が多文化共生事業等を行う際に、一定条件に基づき活動助成を行う。また、地域文化及び国際交流活動の振興に寄与すると認められる事業に後援・共催を行う。				
所管課	文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

[施策項目：多文化共生意識の醸成]

事業No.	9【再掲】	事業名	区内レストラン等への多言語化支援 New!		
事業内容	東京都多言語作成メニュー作成支援ウェブサイトの活用により、区内飲食店のメニューを多言語化し、外国人が気軽に来店できるようにする。				
所管課	文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	41	事業名	日本語教師養成講座の実施		
事業内容	財団主催の日本語教室で日本語を教えることができるよう、ボランティアを養成するとともに、定期的にフォローアップを行う。				
所管課	文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	42	事業名	語学ボランティアへの各種研修の実施 New!		
事業内容	語学ボランティアがさらに活躍の場を広げられるように、スキルアップを目的とした各種研修を実施する。				
所管課	地域防災支援課、文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

事業No.	43	事業名	職員を対象にした多文化共生研修の実施		
事業内容	多文化共生に関する職員の意識啓発を行うために、研修を実施する。				
所管課	人事課、文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	—————▶			

事業No.	44	事業名	MOTENASHI プロジェクト New!		
事業内容	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、世界の人々に感動を与える「MOTENASHI」を実現する人材育成のため、クリエイティブ研修やコンシェルジュ育成プロジェクト等を実施する。				
所管課	人事課、文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	—————▶			

[施策項目：外国人の社会参画推進]

事業No.	45	事業名	外国人がイベントに参加しやすい工夫		
事業内容	イベント案内のチラシを多言語で作成し、インターネットを活用するなど、広報活動を充実させる。また、外国人のニーズを把握し、ニーズに適したイベントを実施する。				
所管課	文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	—————▶			

事業No.	46	事業名	持込み企画講座の実施		
事業内容	外国人による自国の言語や文化を紹介する持込み企画講座を実施するため、広報活動や会場確保などの面で、支援する。				
所管課	文化・国際交流課、財団				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	—————▶			

事業No.	47	事業名	外国人の広聴活動への参加促進		
事業内容	外国人の意見をよりの確に把握し、区行政に反映するため、タウンモニター等への外国人の参加促進方法を検討する。				
所管課	広聴広報課				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→			

※財団：（公財）板橋区文化・国際交流財団（本来は区の行政計画の対象ではありませんが、文化・国際交流課と連携することをもって対象とし、計画上の所管を連名で表記しています。）



5 評価指標・目標値設定

本計画における評価指標は、「板橋区基本計画 2025 基本施策名 05 心躍るスポーツ・文化 039 国際性豊かな地域社会づくり」における施策指標との整合性を図った上で、計画の最終年における目標値を以下のとおり設定します。

過去1年間で外国人とコミュニケーションがあった区民の割合 ※コミュニケーション：挨拶、世間話、道案内等			
目標値	41.0%	現状値	36.5%
取得方法	区民意識意向調査		
理由	外国人とコミュニケーションがあった区民が増加することは、目指す将来像としている「『もてなしの心』で言葉や文化のちがいを認め合い、外国人とともに暮らすふれあいと活力のあるまち『板橋』」の実現につながると考えます。		

多文化共生推進イベント参加者数			
目標値	平成 28～32 年度累計 3,300 人（平均 660 人/年）	現状値	平成 23～26 年度累計 2,575 人（平均 644 人/年）
取得方法	事業実績調査：個別計画事業“№.37 多文化共生推進イベント等の開催”のうち、多文化紹介シリーズ、外国人による日本語スピーチ大会、国際交流サロンの3事業の延べ参加者数		
理由	イベント参加者数が増加することは、多文化共生意識が浸透し、国際交流に対する意識が高まっていることの現れと考えます。		

区設置サインのユニバーサルデザイン化実施の割合			
目標値	100%	現状値	—
取得方法	実施状況調査：屋内サイン（不特定多数の人が訪れる区施設のうち、文化会館、グリーンホール、美術館、郷土資料館、各体育館、各図書館）及び屋外サインのうち施設利用や案内誘導に資するサインのユニバーサルデザイン化（多言語化等）		
理由	情報のユニバーサルデザイン化を進めることにより、誰もが公共施設等を利用しやすく、暮らしやすいまちの実現につながると考えます。		

第4章



板橋区多文化共生まちづくり推進 計画 2020 の推進体制

- 1 推進体制
- 2 進行管理

1 推進体制

多文化共生まちづくりの実現には、行政だけでなく、地域や関係団体との連携が不可欠です。

本計画の推進にあたっては、それぞれがその役割を果たすよう努めるとともに、これまで以上に情報共有、連携強化を目指します。

板橋区・教育委員会

総括的な管理を担いつつ、先導役として、多文化共生まちづくりを推進します。区の持つ資源を十分に活かしていけるよう、各関係先との連携を強めていきます。

公益財団法人板橋区文化・国際交流財団

区と連携して様々な事業を展開することにより、多文化共生まちづくりをより一層推進していくことが期待されます。

区民・地域

多文化共生まちづくりの主役として、日本人区民、外国人区民ともに、各種行事への積極的な参加や区との協働が期待されます。

多文化共生（国際交流）関係団体

各団体独自の自主的な活動に加え、区や財団とともに多文化交流事業を推進していき、現場と区や財団との橋渡し役を担うことが期待されます。

2 進行管理

本計画の各個別計画事業については、毎年度、実績調査を行い、進捗状況を把握していきます。

また、その結果については、「板橋区多文化共生まちづくり検討会議」を開催して共有し、必要に応じて、新規事業の追加や事業の見直しを行います。

そして、毎年度作成する実施状況報告書は、区民の皆様へ、ホームページを通して公開します。



資料編

- 1 板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定
検討会
- 2 板橋区多文化共生まちづくり検討会議・部会
- 3 外国人住民の現状

1 板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会

「板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020」の策定にあたり、多文化共生施策について区民からの意見や専門的な意見、助言を行うものとして「板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会」を設けました。

(1) 板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会設置要綱

(平成26年4月1日区長決定)

(設置)

第1条 板橋区多文化共生まちづくり推進計画(平成23年3月)の次期計画として位置付ける、「板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画」(以下、「第二次計画」という。)の策定にあたり、多文化共生まちづくりの施策について専門的な意見、助言を得るため、板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会(以下、「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項を所掌する。

- (1) 区の多文化共生の施策に関すること。
- (2) 多文化共生まちづくりに関する情報交換に関すること。
- (3) その他、多文化共生まちづくりの推進に向けて、必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱または任命する総数6人以下の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者・専門家
- (2) 国際交流関係団体関係者
- (3) 一般公募区民
- (4) 区職員

(任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命する日から平成27年3月31日とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を各1人置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 会長は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、検討会の決定により一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 会議において取り扱う情報が、東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）第6条第1項の各号に該当するとき。

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(意見聴取)

第8条 会長は、必要に応じて（公財）板橋区文化・国際交流財団職員及びその他の関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、区民文化部文化・国際交流課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行する。

2 この要綱は、平成27年3月31日をもって効力を失うものとする。

(2) 委員名簿

No.	検討会役職	氏名	所属等
1	会長	佐渡友 哲	学識経験者・専門家 ・ 日本大学法学部教授 ・ 特定非営利活動法人 オックスファム・ジャパン理事 ・ 一般財団法人自治体国際化協会 「地域国際化推進アドバイザー」
2	副会長	杉澤 経子	学識経験者・専門家 ・ 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター プロジェクトコーディネーター ・ 一般財団法人自治体国際化協会 「地域国際化推進アドバイザー」
3	委員	宮内 博史	国際交流関係団体代表 ・ 弁護士法人東京パブリック法律事務所 外国人・国際部門弁護士
4	委員	田島 啓子	一般公募区民（日本人）
5	委員	呉 建中	一般公募区民（外国人）
6	委員	町田 江津子	板橋区文化・国際交流課長

※所属等については平成 27 年 3 月 1 日現在

(3) 審議経過

回	日時	内容
1	平成 26 年 12 月 8 日(月)	○前計画における課題について検討 ・ 計画全体における課題抽出 ・ 施策の柱ごとの課題抽出
2	平成 27 年 2 月 13 日(金)	○前計画における課題について検討 ・ 施策の柱ごとの課題抽出 ○第二次計画の方向性について検討 ・ 施策の柱ごとに方向性を検討 ・ 個別事業の具体案について検討
3	平成 27 年 3 月 20 日(金)	○オリンピック・パラリンピック開催に向けた方向性・具体的施策を検討 ○まとめ

(4) 「板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会」報告書概要

検討会では、前計画における4つの施策の柱(①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくり、④多文化共生施策の推進体制整備)ごとに課題と方向性が検討され、次期計画には、多文化共生まちづくりを推進するための新たな視点として、「多文化共生まちづくりを担う人材の育成」と「東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として」の2項目を、追加すること等を提案する「板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会報告書」をまとめました。「板橋区多文化共生まちづくり推進計画2020」の策定にあたっては、この報告書の内容を踏まえて、検討を行いました。

検討会の報告書の主な内容は以下のとおりです。

【「第一次計画」における課題】

①外国人への情報周知方法と少数言語への対応

多言語化した情報が、情報を必要としている外国人に十分届くよう、外国人への情報周知方法に工夫が必要である。また、少数言語については、一つの自治体が有している語学ボランティアの人数が少ないため、ニーズに応じることが困難である。

②外国人が日本語を学習する機会の拡充

財団で初級の日本語教室を開催しているが、専門的な日本語を学ぶ機会も提供する必要がある。また、より多くの外国人が、日本語を学ぶことができる機会を増やす必要がある。

③外国人のための相談体制の整備と国際理解教育の推進

「外国人のための無料専門家相談会」を実施しているが、開催数が少なく外国人が相談できる機会が不十分である。また、子育てや教育などの分野においても相談可能な体制の整備が必要である。

国際理解教育については、ステレオタイプの国理解にならないよう、異なる人や文化を多面的に理解できるよう工夫が必要である。

④災害に備えた体制整備

災害時に外国人が孤立しないための環境整備が必要である。現在行っている地域の防災訓練に、より多くの外国人が参加できるよう情報周知について工夫が必要である。

⑤日本人を含むすべての住民を対象とした「多文化共生の意識」の醸成

多文化共生施策の対象は、外国人のみでなくホスト住民である日本人も含まれることを認識して事業を展開し、多くの住民が「多文化共生の意識」を持つことができるよう、日本人へ向けての情報発信をすることが重要である。

【「第二次計画」の方向性】

①多言語化推進と近隣自治体や大学との連携

現在の英語・中国語・韓国語を中心とした多言語化を一層推進するとともに、一つの自治体で対応が難しい少数言語については、近隣自治体や大学との連携により対応すること。

②ボランティアによる日本語教室の支援と活用

初心者向けの日本語教室に加え、専門的な日本語を学べる場を提供すること。また、ボランティアによる自主的な日本語教室を立ち上げやすい環境を整備していくこと。

③継続的な相談体制の確立と国際理解教育の改善

外国人がいつでも相談できる継続的な相談体制を確立し、相談できることの安心感やメリットを外国人に認識してもらうこと。

国際理解教育については、専門家のアドバイスによりプログラムを組み、継続的に事業を実施していくこと。

④防災体制の実態把握と環境整備

災害時における多言語対応を推進するとともに、災害時に外国人が孤立しないよう環境を整備すること。また、災害時に「支援する側」としての、外国人の潜在的対応力を引き出せるよう工夫していくこと。

⑤多文化共生意識醸成のための施策の実施、外国人が社会参画しやすい工夫

多文化共生施策の対象が外国人だけでなくホスト住民である日本人も含むことを認識し、日本人の意識形成にも目を向けた施策を実施していくこと。また、外国人ネットワークとの連携により外国人が社会参画しやすいよう工夫すること。

⑥多文化共生まちづくりを担う人材の育成

多文化共生まちづくりを担う人材の育成を重点項目と捉え、現在の施策の柱の一つである「多文化共生の地域づくり」を「多文化共生の人づくり」に置き換え、「多文化共生の担い手の育成」を新たな類型として追加すること。

⑦東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とした施策の展開

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を、多文化共生施策を推進させる絶好の機会と捉え、国や都の施策と連携しながら、板橋区の地域課題を捉えた新しい施策を展開していくこと。

2 板橋区多文化共生まちづくり検討会議・部会

(1) 「板橋区多文化共生まちづくり検討会議」設置要綱

(平成22年6月8日区長決定)

(平成23年4月1日一部改正)

(平成24年4月1日一部改正)

(平成25年4月1日一部改正)

(平成26年9月1日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(設置)

第1条 国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め、尊重し合い、共に生きていく多文化共生のまちづくりを検討するため、板橋区多文化共生まちづくり検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 多文化共生のまちづくりに関する情報交換に関すること
- (2) 多文化共生のまちづくりに関する調整に関すること
- (3) 多文化共生のまちづくりに関する計画の策定に関すること
- (4) その他、多文化共生のまちづくりに向けて、必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 検討会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- (1) 会長は、区民文化部長とする。
- (2) 会長は、検討会議を総理する。
- (3) 副会長は、区民文化部文化・国際交流課長とする。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて会議を招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 会議の円滑な運営を図るため、部会を設置することができる。

- (1) 部会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- (2) 部会長は、区民文化部文化・国際交流課長とする。
- (3) 部会副会長は、区民文化部文化・国際交流課文化・国際交流係長とする。

- (4) 部会長は、部会の会務を総理する。
- (5) 部会副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (6) 部会は、検討会議に付議する事案について調査及び検討する。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、区民文化部文化・国際交流課文化・国際交流係が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区民文化部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱の施行をもって、「国際交流推進会議設置要綱」（昭和63年4月7日制定）は廃止する。
- 3 この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この要綱の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 6 この要綱の一部改正は、平成26年9月1日から施行する。
- 7 この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

会 長	区民文化部長
副会長	区民文化部文化・国際交流課長
委 員	政策経営部政策企画課長
	政策経営部財政課長
	政策経営部広聴広報課長
	総務部総務課長
	総務部人事課長
	総務部庁舎管理・契約課長
	危機管理室防災危機管理課長
	危機管理室地域防災支援課長
	区民文化部地域振興課長
	区民文化部戸籍住民課長
	産業経済部くらしと観光課長
	健康生きがい部国保年金課長
	健康生きがい部健康推進課長
	健康生きがい部予防対策課長

福祉部管理課長
 子ども家庭部子ども政策課長
 子ども家庭部保育サービス課長
 子ども家庭部子ども家庭支援センター長
 資源環境部環境課長
 資源環境部清掃リサイクル課長
 都市整備部住宅政策課長
 土木部交通安全課長
 土木部工事課長
 土木部みどりと公園課長
 教育委員会事務局教育総務課長
 教育委員会事務局学務課長
 教育委員会事務局指導室長
 教育委員会事務局学校地域連携担当課長
 教育委員会事務局中央図書館長

別表第2（第5条関係）

部会長	区民文化部文化・国際交流課長
部会副会長	区民文化部文化・国際交流課文化・国際交流係長
部会員	政策経営部政策企画課政策企画担当係長（総合調整グループ）
	政策経営部財政課財政担当係長
	政策経営部広聴広報課広聴広報担当係長（広聴グループ）
	総務部総務課総務係長
	総務部人事課人事係長
	総務部庁舎管理・契約課庁舎管理係長
	危機管理室防災危機管理課防災危機管理担当係長（危機管理グループ）
	危機管理室地域防災支援課地域防災支援担当係長（地域防災グループ）
	区民文化部地域振興課庶務係長
	区民文化部戸籍住民課管理係長
	産業経済部くらしと観光課観光事業担当係長（観光振興グループ）
	健康生きがい部国保年金課管理係長
	健康生きがい部健康推進課管理係長
	健康生きがい部予防対策課予防対策担当係長（管理・精神難病グループ）
	福祉部管理課庶務係長
	子ども家庭部子ども政策課庶務係長
	子ども家庭部保育サービス課保育管理係長

子ども家庭部子ども家庭支援センター子ども家庭支援担当係長（子育て支援グループ）

資源環境部環境課管理係長

資源環境部清掃リサイクル課管理係長

都市整備部住宅政策課住宅政策担当係長（住宅政策推進グループ）

土木部交通安全課交通安全担当係長（交通安全グループ）

土木部工事課工務係長

土木部みどりと公園課みどりと公園担当係長（公園管理グループ）

教育委員会事務局教育総務課庶務係長

教育委員会事務局学務課学事係長

教育委員会事務局指導室教職員係長

教育委員会事務局学校地域連携担当課地域連携担当係長

教育委員会事務局中央図書館管理係長

(2) 検討会議委員名簿

	氏名	役職
1	藤田 雅史	区民文化部長（会長）
2	町田 江津子	区民文化部文化・国際交流課長（副会長）
3	有馬 潤	政策経営部政策企画課長
4	林 栄喜	政策経営部財政課長
5	三浦 康之	政策経営部広聴広報課長
6	菅野 祐二	総務部総務課長
7	木曾 博	総務部人事課長
8	七島 晴仁	総務部参事（庁舎管理・契約課長事務取扱）
9	清水 雄二	危機管理室防災危機管理課長
10	雨谷 周治	危機管理室地域防災支援課長
11	赤松 健宏	区民文化部地域振興課長
12	星野 邦彦	区民文化部戸籍住民課長
13	新井 悟	産業経済部くらしと観光課長
14	高山 勝也	健康生きがい部国保年金課長
15	平岩 俊二	健康生きがい部健康推進課長
16	河合 江美	健康生きがい部予防対策課長
17	市塚 晴康	福祉部管理課長
18	森下 真博	子ども家庭部子ども政策課長
19	佐藤 芳幸	子ども家庭部保育サービス課長
20	飯嶋 登志伸	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
21	井上 正三	資源環境部参事（環境課長事務取扱）
22	長谷川 聖司	資源環境部清掃リサイクル課長
23	石橋 千広	都市整備部住宅政策課長
24	吉濱 哲雄	土木部交通安全課長
25	糸久 英則	土木部工事課長
26	宮津 毅	土木部みどりと公園課長
27	小林 緑	教育委員会事務局教育総務課長
28	榎木 恭子	教育委員会事務局学務課長
29	栗原 健	教育委員会事務局指導室長
30	木内 俊直	教育委員会事務局学校地域連携担当課長
31	荒井 和子	教育委員会事務局中央図書館長

(3) 検討部会委員名簿

	氏名	役職
1	町田 江津子	区民文化部文化・国際交流課長（会長）
2	加藤 徹	区民文化部文化・国際交流課文化・国際交流係長（副会長）
3	岩瀬 雄一	政策経営部政策企画課政策企画担当係長（総合調整グループ）
4	大波 広仁	政策経営部財政課財政担当係長
5	桑畑 陽一	政策経営部広聴広報課広聴広報担当係長（広聴グループ）
6	高橋 豊	総務部総務課総務係長
7	渡辺 五樹	総務部人事課人事係長
8	五十嵐 勝利	総務部庁舎管理・契約課庁舎管理係長
9	佐藤 広司	危機管理室防災危機管理課防災危機管理担当係長（危機管理グループ）
10	坂田 政隆	危機管理室地域防災支援課地域防災支援担当係長（地域防災グループ）
11	菊川 雄二	区民文化部地域振興課庶務係長
12	鈴木 明美	区民文化部戸籍住民課管理係長
13	野口 圭子	産業経済部くらしと観光課観光事業担当係長（観光振興グループ）
14	新井 正彦	健康生きがい部国保年金課管理係長
15	長谷川 吉信	健康生きがい部健康推進課管理係長
16	長谷部 理恵	健康生きがい部予防対策課予防対策担当係長（管理・精神難病グループ）
17	齋藤 栄	福祉部管理課庶務係長
18	太田 朋子	子ども家庭部子ども政策課庶務係長
19	大橋 薫	子ども家庭部保育サービス課保育管理係長
20	齋藤 裕子	子ども家庭部子ども家庭支援センター子ども家庭支援担当係長（子育て支援グループ）
21	坂本 耕司	資源環境部環境課管理係長
22	瀧本 良運	資源環境部清掃リサイクル課管理係長
23	木村 徹	都市整備部住宅政策課住宅政策担当係長（住宅政策推進グループ）
24	茂垣 健二	土木部交通安全課交通安全担当係長（交通安全グループ）
25	大脇 昭一	土木部工事課工務係長
26	松井 晃	土木部みどりと公園課みどりと公園担当係長（公園管理グループ）
27	花井 敏次	教育委員会事務局教育総務課庶務係長
28	飯岡 潤一	教育委員会事務局学務課学事係長
29	赤塚 裕	教育委員会事務局指導室教職員係長
30	遠田 裕子	教育委員会事務局学校地域連携担当課地域連携担当係長
31	米山 利明	教育委員会事務局中央図書館管理係長

3 外国人住民の現状

板橋区における平成 28 年（2016 年）1 月 1 日現在の外国人住民数は 20,147 人で、前年同期から 2,125 人（約 11.8%）の増となっており、その国籍・地域数は 108 にものぼります。内訳は、中国が 11,385 人（約 56.5%）と最も多く、次いで韓国・朝鮮が 3,122 人（約 15.5%）、フィリピンが 1,333 人（約 6.6%）の順となっています。これは過去 10 年間を見ても同じ順位です。また、板橋区の外国人住民の約 7 割が、中国・韓国・朝鮮の国籍となっています。

東京都内の外国人住民数についても、上位 5 カ国は、板橋区と同様、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナム、ネパールです。板橋区において、ベトナム、ネパール国籍の外国人住民数の増加が著しく、ここ 10 年間で、ベトナムは約 14 倍、ネパールは約 8 倍の人数となりました。

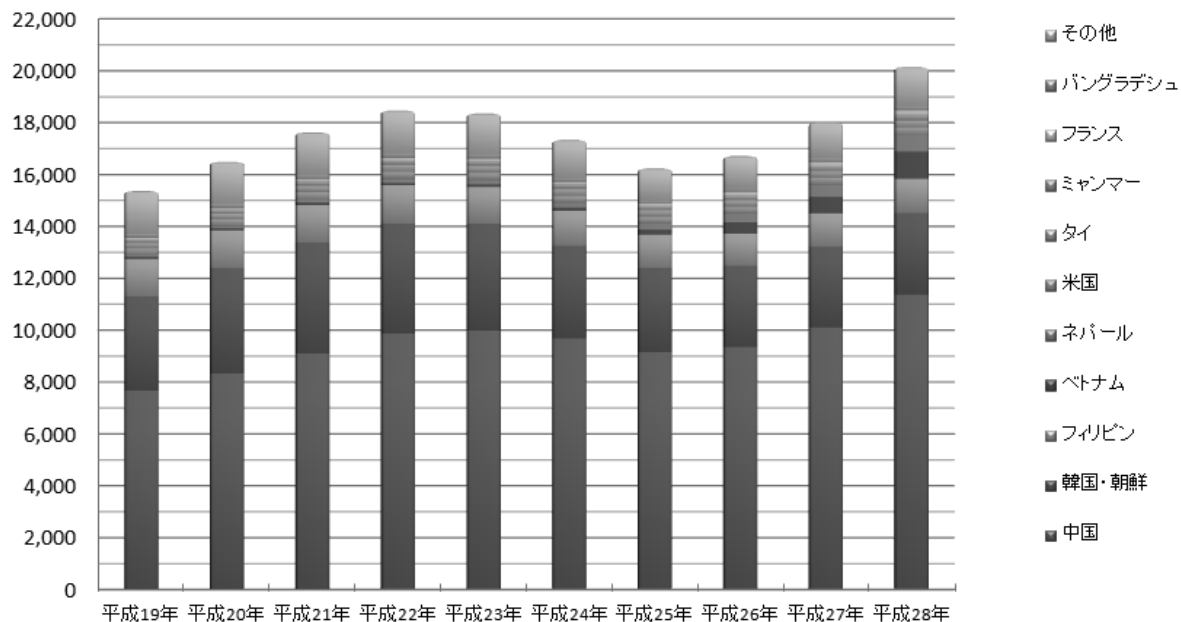
図表 1：板橋区内国籍別外国人住民数
（平成 28 年 1 月 1 日現在の上位 10 カ国）

（単位：人）

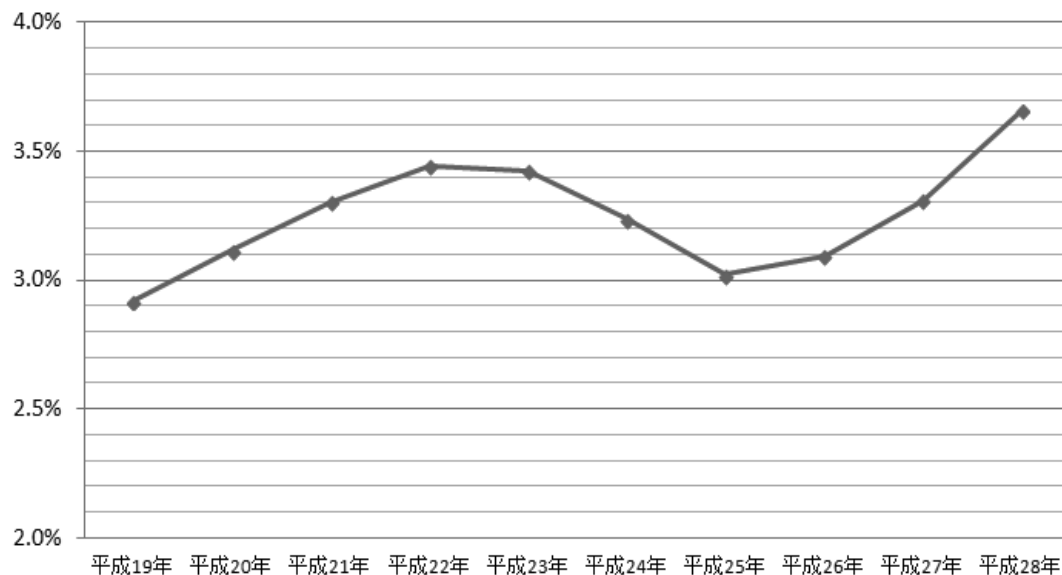
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	その他	総数
	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ベトナム	ネパール	米国	タイ	ミャンマー	フランス	バングラデシュ		
平成 28 年	11,385	3,122	1,333	1,037	640	295	259	240	170	152	1,514	20,147
平成 27 年	10,115	3,086	1,307	635	469	271	250	191	162	145	1,391	18,022
平成 26 年	9,355	3,112	1,255	436	349	249	251	181	143	124	1,259	16,714
平成 25 年	9,158	3,240	1,282	185	261	238	259	160	101	120	1,230	16,234
平成 24 年	9,690	3,549	1,363	122	195	255	263	192	91	149	1,468	17,337
平成 23 年	9,985	4,113	1,422	102	178	272	258	181	94	165	1,585	18,355
平成 22 年	9,874	4,236	1,477	92	156	272	260	178	93	182	1,651	18,471
平成 21 年	9,115	4,250	1,461	85	126	283	238	180	81	176	1,630	17,625
平成 20 年	8,340	4,036	1,471	79	90	263	210	140	71	169	1,622	16,491
平成 19 年	7,669	3,637	1,444	74	78	260	201	125	65	174	1,640	15,367

図表 2：板橋区内国籍別外国人住民数
(平成 28 年 1 月 1 日現在の上位 10 カ国)

(単位：人)



図表 3：区内日本人住民数に対する外国人住民数の割合



※各図表の数値は各年 1 月 1 日現在

※平成 24 年までは旧・外国人登録制度での外国人登録者数

平成 25 年以降は改正住民基本台帳法での外国人住民数

板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020

編集 板橋区区民文化部文化・国際交流課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL 03-3579-2018 FAX 03-3579-2166

kb-bk-kanri@city.itabashi.tokyo.jp

平成 28 年 3 月発行

刊行物番号 27-160



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>